

## ○筑波大学学生居住施設規程

〔平成16年5月27日  
法人規程第31号〕

改正 平成21年法人規程第1号

平成24年法人規程第50号

平成26年法人規程第55号

平成29年法人規程第29号

平成29年法人規程第42号

### 筑波大学学生居住施設規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第65条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第71条第2項の規定に基づき、学生居住施設（以下「学生宿舎」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (管理及び運営の基本)

第2条 学生宿舎は、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な市民生活を体験させるとともに、異文化交流を通じた国際性の日常化によりグローバル人材の育成に資することを管理及び運営の基本とする。

#### (学生宿舎の分類)

第3条 学生宿舎は用途に応じて、単身用宿舎、世帯用宿舎、短期留学・ショートステイ用宿舎及びグローバルヴィレッジに分類する。

#### (運営)

第4条 学生宿舎の運營業務は、法人等に委託して行わせるものとする。

#### (入居又は使用の資格)

第5条 学生宿舎に入居できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 筑波大学の学生（ただし、世帯用である学生宿舎に入居できる者は、その家族を同居させる必要がある者に限る。）
- (2) その他学長が特に必要と認める者

2 前項第1号ただし書の家族の範囲は、学生生活を担当する副学長が定める。

#### (臨時使用)

第6条 学生宿舎は、居室に余裕のあるときは、次の各号に掲げる者について、臨時に使用させ

ることができる。

- (1) 国立大学法人筑波大学が主催し、又は後援する公開講座、研修等の参加者
- (2) その他学長が特に必要と認める者

(入居願等)

第7条 学生宿舎に入居を希望する者又は居室を臨時に使用しようとする者は、それぞれ所定の学生宿舎入居願又は学生宿舎臨時使用願に必要書類を添えて、学長に願出するものとする。

(選考)

第8条 学生宿舎に入居をする者の選考は、学生生活を担当する副学長が定める選考基準により法人等が行う。

(入居又は使用の許可)

第9条 入居の許可は、前条の選考の結果に基づき、学長が行う。

2 臨時の使用の許可は、学長が行う。

(入居手続)

第10条 入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、所定の期日までに、所定の入居手続を経て、入居しなければならない。

(入居又は使用の許可の取消し)

第11条 入居者が理由なく入居の手続を怠り、又は指定された期日までに入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

2 学生宿舎の運営上特別の必要が生じたときは、臨時の使用を許可された者（以下「臨時使用者」という。）が使用の途中であっても、当該使用許可を取り消すことができる。

(入居又は使用の許可期間)

第12条 学生宿舎の入居許可期間は、次のとおりとする。

- (1) 単身宿舎及び世帯用宿舎 4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 短期留学・ショートステイ用宿舎 修学上必要と認められる期間
- (3) グローバルヴィレッジ 4月1日から翌々年3月31日まで

2 居室の臨時の使用許可期間は、7日以内とする。ただし、必要がある場合は、学長は当該期間を延長することができる。

(使用料等の納付)

第13条 第5条第1項第2号の資格により学生宿舎に入居する者は、学群学則第66条及び大学院学則第72条に規定する寄宿料に相当する額の使用料を納付しなければならない。

2 臨時使用者は、次の表に定める使用料及び法人等が定める寝具代を、所定の期日までに納付しなければならない。

区 分	使用料（1泊）
単身用個室（未改修棟）	1, 177円
単身用個室(改修棟)	1, 311円

3 納付された使用料及び寝具代は、返付しない。

（寄宿料の日割計算の特例）

第14条 学群学則及び大学院学則別表第1（寄宿料）の備考2で規定する短期留学・ショートステイ用宿舎以外の寄宿料について、次のいずれかに該当するときは、日割計算は行わないものとする。

- (1) 4月1日入学者が新入生一斉入居日に入居したとき
- (2) 3月26日以降に退居したとき

（光熱水料）

第15条 入居者（同居者を含む。以下本条、第17条及び第19条において同じ。）が私生活のために使用する電気料、ガス料、水道料等の経費（以下「光熱水料」という。）は、入居者の負担とし、法人等の指定する日までに納入しなければならない。

（保証金）

第16条 臨時使用者を除くすべての入居者は、入居する日までに保証金を納入しなければならない。

（施設の保全等）

第17条 入居者又は臨時使用者は、居室、共用施設その他の施設及び設備を正常な状態で使用することに意を用い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室に入居者又は臨時使用者以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を目的外に使用し、又は使用させないこと。
- (3) 故意又は過失により、学生宿舎の施設及び設備を滅失し、毀損し、又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (4) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学生宿舎の管理運営上必要とする指示等に従い、かつ、積極的に協力すること。

（退居）

第18条 学生宿舎から退居しようとする者は、事前に学長に申し出て、承認を受け、法人等の指示に従い退居しなければならない。

- 2 臨時使用者は、当該使用許可の期間が満了したときは、速やかに学生宿舎を退居しなければならない。
- 3 入居者又は臨時使用者の退居後、居室は、専門業者による清掃を実施するものとする。
- 4 入居者又は臨時使用者は、前項の清掃に必要な費用を負担するものとする。

(退居命令)

第19条 入居者又は臨時使用者で、次の各号のいずれかに該当するものについては、学長が退居を命ずることができる。

- (1) 入居又は使用の許可期間が終了してもなお居住又は使用するとき。
- (2) 寄宿料、使用料及び光熱水料を理由なく滞納し、3月以上に及ぶとき。
- (3) 第17条の規定に違反したとき。
- (4) 学生宿舎入居願又は学生宿舎臨時使用願に虚偽の記載があったとき。
- (5) 入居許可の条件に違反したとき。
- (6) その他学生宿舎の管理運営上支障をきたす行為のあったとき。

(入居の資格を失った場合の退居)

第20条 入居者及びその家族は、第5条に規定する入居の資格を失った場合は、直ちに学生宿舎から退居しなければならない。

(宿舎の閉鎖)

第21条 学長は、必要があると認めたときは、学生宿舎を閉鎖することができる。

(法人細則への委任)

第22条 この法人規程に定めるもののほか、学生宿舎の管理及び運営に関し、必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平21. 2. 2法人規程1号)

この法人規程は、平成21年2月2日から施行する。

附 則 (平24. 8. 1法人規程50号)

この法人規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平26. 4. 23法人規程55号)

この法人規程は、平成26年4月23日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学学生居住施設規程の規定は、平同年4月1日から適用する。

附 則 (平29. 3. 31法人規程29号)

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平29. 6. 22法人規程42号)

この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。